

## 令和4年度第2回青森県青少年健全育成審議会議事録

日時：令和4年10月24日（月）13:00～15:20

場所：ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルド

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回青森県青少年健全育成審議会を開会します。

始めに、環境生活部長の石坂から御挨拶を申し上げます。

（石坂環境生活部長）

環境生活部長の石坂でございます。本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席くださり、誠にありがとうございます。

皆様には常日頃から青少年行政をはじめ、県政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、この度は委員就任を快くお引き受けくださり、厚くお礼申し上げます。

本日は、改選後初めての審議会ということで、会長、副会長の選任及び各部会の委員の指名を行い、本審議会終了後には、各部会の組織会を行うこととしております。

また、平成30年3月に策定いたしました第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画が今年度で計画期間の終期を迎えることから、次期計画について、本日の審議会に素案をお示しさせていただきます。

皆様には、青少年の健全育成に向けてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日若干長時間の会議となりますが、よろしくお願いいたします。

（司会）

今回は9月11日の委員改選後初めての会議となりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お名前を読み上げさせていただきますので、その場で御起立ください。

武田豊文委員です。

江刺直人委員です。

鈴木睦子委員です。

島谷千代子委員です。

大山慎司委員です。

三橋信子委員です。

中居敬子委員です。

川浪泰浩委員です。

笹木正信委員です。

柏谷祐美子委員です。

横岡千和子委員です。

佐藤やえ委員です。

成田さなえ委員です。

小島友子委員です。

平間恵美委員です。

田名場忍委員です。

船木昭夫委員です。

成田昌造委員です。

栗林理人委員です。

清水和秀委員です。

成田成美委員です。

沼田久美委員です。

佐藤萌野委員です。

なお、千葉茂委員は欠席となっております。

ここで本日の会議の成立について御報告申し上げます。

青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により会議の成立には、委員の半数以上の出席が必要となります。本日は全員24名中23名の委員が出席していますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

続いて、県側の出席者を御紹介いたします。

先ほど御挨拶を申し上げました環境生活部長の石坂です。

青少年男女共同参画課長の松村です。

青少年男女共同参画課副参事の上野です。

同じく総括主幹の鈴木です。

この他、青少年グループの職員が出席しています。

これより議事に入ります。

最初の議事は会長及び副会長の選任についてです。

資料1を御覧ください。

青森県附属機関に関する条例第4条第1項及び別表第1に基づき、本審議会の会長及び副会長は委員の互選により選任することとされております。

今回は改選後初めての審議会になりますので、会長と副会長を委員の皆様の互選により選任する必要があります。

本来であれば、ここで仮議長を選出の上、会長の選任を行っていただくところですが、時間の都合上省略し会長が選任されるまで、暫時司会が進めるということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

異議なしとの御発言がございましたので、議事を進行させていただきたいと思いません。

それではまず会長を選任いたします。自薦他薦ございましたらお願いいたします。

はい、佐藤委員、どうぞ。

(佐藤やえ委員)

佐藤やえと申します。

田名場委員を推薦したいと思えます。よろしく申し上げます。

(司会)

ただいま、田名場委員を推薦する御発言がありましたが、他にございますか。

それでは、田名場委員を会長として選任することによろしいでしょうか。

(委員)

拍手

(司会)

御異議ないようですので、田名場委員が会長に選任されました。

会長は、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により会議の議長となりますので、田名場会長は議長席に移動をお願いします。

会長が選任されましたので、これからの議事進行につきましては田名場会長にお願いします。

(田名場会長)

本審議会の会長を務めることとなりました弘前大学教育学部の田名場と申します。

微力ながら精一杯務めさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

一言挨拶を簡単に申し上げます。

昨今、子どもたちを取り巻く状況は、なお一層厳しくなっているように私には感じられてなりません。新型コロナウイルス感染症と向き合い、3年が経とうとしております。世界のあちこちで争いが絶えません。最近我が国では、急激な物価上昇が続いています。

こうした厳しい状況の中で、困難を抱える、あるいは配慮が必要な子どもや若者、御家族がさらに増えているし、増えていくのではないかと心配しております。

いじめや不登校、自殺やひきこもりなど、従来の課題に加えまして、ヤングケアラーなど新しい課題も考える必要がございました。

委員の皆さんのお知恵を、お力をいただきながら、こうした難しい課題を乗り越えていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、これより委員の皆様には円滑な進行に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

早速ですが、次第に従い、会議を進めさせていただきます。次の議事は、副会長の選任についてです。副会長は、委員の互選により選任することとされております。

自薦他薦どなたかございますでしょうか。

はい。平間委員、お願いします。

(平間委員)

はい。船木委員にお願いしたいと思います。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただいま、副会長に船木委員を推薦する御発言がございましたが、他にございますでしょうか。

それでは、船木委員を副会長として選任することによろしいでしょうか。

(委員)

拍手

(田名場会長)

拍手で御承認いただきましたので、船木委員が副会長に選任されました。それでは船木副会長からその場で申し訳ありませんが、一言御挨拶をお願いいたします。

(船木委員)

皆さん選任いただきましてありがとうございます。

先ほど会長のお話にありましたように、子ども・若者の現状は大変厳しいものがあるかというふうに思います。

しかし、私達も含めて、前向きにポジティブに関係を改善したり、一人一人の気持ちや行動をどのようにいい方向に結びつけていくのかということを含めて努力をする上で、今後、会長の補佐を務めながら進めさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。

(田名場会長)

どうもありがとうございました。

それでは引き続き議事の方を進めさせていただきます。次の議事は、図書類等部会及びいじめ調査部会の委員の指名についてでございます。委員改選後、初めての審議

会となりますので、本審議会の役割等について、改めまして事務局から説明いただいた後で、部会の委員を指名することにいたしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

青少年男女共同参画課長の松村と申します。

私から説明させていただきます。着座にて説明いたします。

審議会の概要ということでまず資料1を御覧いただきたいと思います。

こちらの方は青森県附属機関に関する条例ということで、根拠となる規定となっております。

まず、第2条では組織、第4条では、会長、副会長、そして詳細については下の、真ん中がございます、別表第1に記載してございます。

そして第6条には、会議、そして2ページを御覧いただきたいと思います。第12条には部会について記載してございます。

それでは概要を資料2で簡単に説明させていただきます。

まず左の項目の欄で、担当事務という欄でございます。①番ですけれども、青森県青少年健全育成条例の規定によるものについて、こちらは下の囲みの中にある①に記載のとおり、審議会の図書類等部会が担当となっております。

続きまして、②のいじめ防止対策推進法の規定による調査の関係でございしますが、こちらはいじめ調査部会が担当となっております。

そして、③その他重要事項の審議につきましては、この後説明する、子ども・若者育成支援推進計画に関する御意見等、それから当該計画に基づく県の施策の進捗状況に対する御議論等をいただき、御意見をいただくということで審議会全体会の担当となっております。

続きまして、設置年月はちょっと省略いたしまして、組織等でございます。委員の数は24名。構成はこちらに記載されているとおりとなっております。任期は2年で令和6年9月10日までとなっております。会長等につきましては、先ほど御選任があったとおり、委員の互選により選任となっております。

続きまして下の部会の項目でございます。

まず、図書类等部会ですけれども、会長が指名した12名以内で構成となっております。有害図書類の指定、優良書籍等の推奨、そして表彰に関する審議となっております。

次に、いじめ調査部会でございます。会長が指名した9名以内となっております。その他必要に応じて臨時委員を配置できるとなっております。担当事務はいじめの再調査となっております。

続きまして、開催頻度の欄でございます。審議会全体といたしましては、通常年1回1から2回で、計画の改定の年度は、諮問・答申もございまして、回数が増える形となっております。

そして、図書类等部会は年4回、いじめ調査部会は案件が生じた場合に開催となっております。

最後に、旅費等の項目でございます。県の規定に基づき、報酬と旅費を支給するという形となっております。

次に1枚開いていただいて2ページを御覧いただきたいと思っております。いじめ防止対策推進法に係る県の対応ということでございます。

左側に「地方公共団体」ということで、四角で囲まれているところがございます。その右側に「青森県いじめ防止基本方針」というものがございまして、これに基づきまして、学校、教育委員会の方でいじめ防止に取り組んでおります。

そして、重大事態の発生となった場合ですけれども、まず県が所管する部分といたしまして、私立学校それから県立の学校、高等学校が主ですけれども、対象となっております。市町村立の小・中学校は市町村の担当となっております。

重大事態が発生し、学校等により調査が行われ、知事に報告という流れになってございます。その結果を受けまして、知事が必要と判断した場合には、部会による再調査が行われるという形になってございます。この再調査の必要性につきまして、知事が判断するにあたって、部会に意見を求めることがございます。

私からの説明は以上でございます。

(田名場会長)

ただいまの説明に対しまして、御質問などございますでしょうか。

特に委員の皆様から御質問等がなければ、今の説明を踏まえまして、規定に基づき審議会会長である私から、各部会委員に属する委員の方を指名させていただきます。

指名にあたりましては、各部会の担当事務を念頭におきまして、委員の出身母体、専門性また継続性なども勘案したいと思います。

委員の皆様には資料2の3ページ目、ホチキス留めの資料の次のページですが、審議会委員名簿の部会の欄の該当する委員のところに丸印を御記入いただくことで、資料を完成させていただければと存じます。

まず、図書类等部会の委員につきましては、委員名簿の上の方から、関係業者の1番の武田委員、2番の千葉委員、3番の江刺委員、青年団体から6番の大山委員、学校関係者から7番の三橋委員、青少年育成者から11番の柏谷委員、13番の佐藤やえ委員、14番の成田さなえ委員、15番の小島委員、学識経験者から18番の船木委員、19番の成田昌造委員、公募委員から23番の沼田委員、以上、12名を指名させていただきます。

次にいじめ調査部会の委員につきましては、青少年育成者から12番の横岡委員、学識経験者から18番の船木委員、19番の成田昌造委員、20番の栗林委員、21番の清水委員、22番の成田成美委員、そして私、田名場の7名を指名させていただきます。

皆様御協力のほど、どうかよろしく願い申し上げます。

なお、本審議会終了後、各部会の開催が予定されてございます。部会委員の方は御出席をお願い申し上げます。

では、続きまして第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画素案について議題として取り上げます。

事務局から、まず、御説明をお願いいたします。

(事務局)

青少年男女共同参画課の上野です。第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画の素案について御説明いたします。座って説明させていただきます。

ボリュームがありますので、第3次素案の章ごとに説明し、その都度、質疑応答・意見交換という流れで進めたいと思います。また第2章までが終わったところで、10分程度、休憩時間を取りたいと思います。

それでは、説明に当たりまして、お手元に資料3から8を御用意ください。

まず、資料3と4は、第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画素案の概要についてまとめたものです。

まず資料3を御覧ください。

1の「策定の経緯」ですが、第3次計画は、国が第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を令和3年4月に策定したことで、先ほど部長からの挨拶にもありましたが、平成30年度から令和4年度までとしている県の第2次計画が終期を迎えることから、策定することといたしました。

国の第3次子供・若者育成支援推進大綱は資料番号なしで皆様のところに送付しているものでございます。

続きまして、2の第2次計画の評価ですが、第2次計画では、各種施策の取り組み状況を把握確認するための目安としてモニタリング指標を設定し、進行管理を行ってきました。

資料5、A3縦長になりますが、モニタリング指標一覧を御覧ください。

これらの中で、2回以上連続して増加したものを、取組が進んでいると考えられるもの、減少したものを、今後も取組が必要と考えられるもの、と評価しました。取り組みの内容によっては、減少したものが取り組みが進んでいるというふうに評価できるものもございますので、一概に増減だけで見ているわけではございません。

取組が進んでいると考えられるものは黄色で塗りつぶし、「高校新卒者の就職内定率」はじめ10項目となっております。

今後も取組が必要と考えられるものは青色で塗りつぶしており、「特別支援学校高等部新卒者」の就職率など3項目となっております。

ただ、「いじめの認知件数」につきましては、前回の審議会で会長の方から御指摘があったところですが、数が単に減っているからといって取組が進んだせいかわからない。質的な変化、あるいは表に出てこない数字もあるのではないかなという御指摘もございましたので、数字の増減にとらわれることなく、引き続き庁内関係課や市町村等と連携しながら子ども・若者育成支援に取り組む必要があると考えております。

資料3の2ページ目の3を御覧ください。

第3次計画の概要の主なポイントです。第3次計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とし、国の第3次大綱を踏まえ、まず第2次計画の構成を変えます。

第2次計画の基本目標Ⅲを、3次計画ではⅣに、ⅣをⅤに、ⅤをⅢに入れ替えます。

ここの点につきましてはお手元の資料6、これもA3の縦長になっておりますが、体系図を御覧いただければと思います。

2ページ目と3ページ目に、基本目標の場所を変えた矢印を示しております、基本目標ⅢがⅣ、2次計画の基本目標のⅣがⅤに、ⅤがⅢに変わったというふうに黄色及び青の線で矢印で関係を示しております。

資料3の2ページ目にお戻りください。

②ですが、国の第3次大綱を踏まえ、計画策定の趣旨及び設置基本目標の説明文に、SDGs持続可能な開発目標に関する記述を追加しております。

また③ですが、国の第3次大綱でキーワードとされた居場所、これはお手元の第三次大綱の表紙のところのサブタイトルに書いてありますが、この居場所に留意し、居場所づくりと支援機関の周知を充実させることを大きなポイントとしております。これは皆様にお届けした県が令和3年に実施した若者自立支援のための実態把握調査も踏まえたものです。

④ですが、ここにつきましては、資料A4横になっておりますが、こちらの右側、第3章計画の基本的考え方、第4章施策の方向と展開を御覧ください。

基本目標Ⅱの重点目標10のところでは居場所について記載することとしております。

また、④ですが、ネット犯罪の増加及び20代の自殺件数の増加を踏まえ、取り組みを充実させることとしております。

資料4の右側でいきますと、基本目標Ⅱの重点目標9では、20代の自殺件数増加に対応した記載を、基本目標Ⅳの重点目標14では、ネット犯罪被害の増加に対応した記載を、続いてそれぞれの取り組みを記載することとしております。

また、⑤ですが、第2次計画掲載の資料を最新のデータに更新し、それらを踏まえて取り組みを充実させることとしております。

4 本日の審議会以降の予定ですが、本日の審議会と、これから1週間程度の間には頂戴する皆様の意見と、関係機関からの意見を受けて修正し、それを皆様に改めてお送りし、御確認をいただきます。その後、12月から1ヶ月間パブリックコメントを実施します。来年、2月上旬に予定している審議会に基本計画を諮問、答申をいただき、庁内手続きを経て、3月上旬公表の予定となっております。

では、第1章「計画の策定にあたって」について、主に第2次計画からの変更点について説明いたします。資料8を御覧ください。

ローマ数字の1ページ、2ページに目次の比較をしております。

まず、第1章ですが、この第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象について記載しております。

1枚めくって1ページを御覧ください。

1「計画策定の趣旨」につきましては、国が第3次大綱を策定したことから修正した部分ということで、一部削除、そして修正をしております。

特に、第2段落目の新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとした部分、孤独・孤立の問題の深刻化などについて追記しております。

それと、先ほど言いましたけれども、SDGsの考え方などについても触れて追記しております。

1ページめくっていただきまして2ページ目の2の「計画の位置づけ」につきましては、第2次計画と変わりませんので省略いたします。

「計画の期間」は、令和5年度から令和9年度までの5年間といたします。

4「計画の対象」につきましては、第2次計画と変更がございませんので省略いたします。

計画素案の概要と第1章につきましては以上です。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。各章ごとに御意見・御質問についてお伺いすることで進めさせていただきます。今、第1章について事務局から御説明いただきましたが、御質問・御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

かなり膨大な資料になっております。

私も郵送をいただいた資料をあらかじめ見てから審議会に出席しようと思いがながら、十分に目を通すことができず、申し訳ありません。

本日説明をいただき、帰ってから改めて拝見したいと思うんですが、質問票等、委員の皆様から御質問・御意見いただく期間は今月いっぱいでしたでしょうか。

(事務局)

はい。送付の方がかなりギリギリになってしまいまして大変申し訳ございません。一応期限としまして、先週おそらく後半ぐらいにはお送りしてあったかと思うんですけども、そこからの期間プラス、今日細かい点の御質問にお答えした上で、また改めて御覧いただいた上で、こちらで考えております締切りとしては、今月いっぱい、10月31日の月曜日というところをお願いできればと考えておりました。

(田名場会長)

ありがとうございます。

来週月曜日、1週間ほどの期間ですけれども、委員の先生が、資料を見ていただいて、本日の説明も含めて、御質問・御意見等に関しては、改めて質問票という形で書いていただいて提出いただくという方法もございますことを、申し上げます。

その上で、御質問・御意見、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

(柏谷委員)

子供会の方から推薦されております柏谷と申します。

今のものに、ちょっと合うのかどうか分からないのですが、私が思っていることは子どもたちが今置かれている現状というのは、少子化もありますけれども、学校の統廃合がかなり進んでおります。それゆえに、ちょっと不利な地域がかなり出てまして、しかもこのコロナ下におきましては、最近では子どもさんの感染もすごく広がっているのです、逆にですね、いろんなところから一箇所に集中して集まってくることでコロナの感染がすごく進んでいるなっているのは思っています。

何もここに来て、学校の統廃合をどンドンどンドン進めることをせずに各地域で子どもを育てられる環境に戻してはって、多分戻ることはないと思うんですけども。今後このように学校の統廃合が進んでいきますと、中心部だけに若い若者や学校が集中してしまっていて、でも1次産業である農林水産業というのは、結局端っこ、自分たちのこの県の中の端っこで全部かなというか、なっているはずなんですよね。そこには絶対的に必ずそこで暮らす人もいなきゃいけない。ということであれば、やはり地域で暮らせるようにしていくことが必要であって、今この場でそれを話してもちょっとどうなのかなとは思いますが。

少しこの育成ということを長い目で見たときに、数合わせでどっかに集めて予算を削ろうというのではなく、広く散らばらせてもっと育成していくことにしないと、もう終わっちゃうかなという感じを持っています。ちょっとあれですけど、何かの機会があれば、それを言いたいですね、あんまり集中して中心部だけに集める方策ではなく、もっと散らばして、教育にきちっとしっかり投資をしていく、そういうことを考えていただければなと思っています。

(田名場会長)

ありがとうございます。統廃合は、少子化・過疎化の典型的課題だと思います。そうした課題の背景に、地域が現状を踏まえながらも、これから子どもたちをどのように支えていけばよいのかという問題の指摘として、柏谷委員のお話を聞いておりました。事務局の方で、今のコメントに関して何かお話はありますでしょうか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

まず、この子ども・若者の育成支援の計画でございますけれども、教育の関係は当然教育庁で取り組んでおります。ですので、この計画上は現在の環境状況を踏まえた上で、例えば地域の中での教育力をどうするかとか、そういった方向性を施策の方向性について触れている形となっております。ですので、御意見も当然必要なことと考えますので、教育庁にお伝えさせていただきます。ただ、計画に反映させるかどうかとなると、ちょっとそちらは改めて検討させていただきたいと、教育庁の意見を聞きながら検討させていただきたいと考えております。

(田名場会長)

ありがとうございます。柏委員、よろしいですか。

(柏谷委員)

はい。

(田名場会長)

経済的な関係や時代背景に応じて、これまでのやり方を変えていかなければならないことも、苦渋の決断としてあるのかもしれませんが、そういった中で子どもたちが置き去りにされないように、子どもの教育がなおざりにならないように、その都度考えていく必要があることを今のお話をお伺いして考えておりました。

引き続き、地域の力をどう活用するのかという課題と関連し、さまざまな形の中にいろいろなメリットがあるということも忘れないようにしながら、具体的な施策を考えていく必要があると思います。

(横岡委員)

私からもいいでしょうか。

(田名場会長)

はい、お願いします。

(横岡委員)

ありがとうございます。青森県PTA連合会で副会長をしております横岡と申します。

私は青森県でワーストの少子高齢化の町、今別町から参りました。実際、地域を見っておりますとお年寄りの方ばかりで地域力というお話がありましたが、その地域力すらなくなってしまっています。子どもたちを支えたくても80代、90代、おじいちゃん、おばあちゃんばかりなので、もうおじいちゃんおばあちゃんを支えてあげなきゃいけないような状態で、いかにして子どもたちを支えていこうか、今PTAとしてはPTCAと言いまして、地域の人たちをどんどん学校の中に入れて一緒に活動しようというような動きになっているんですが、実際、地域の人を学校に入れたい、PTA活動に参加させたいってなったときに入ってきてくれる大人がいないような現状です。できれば、うちのような町になる前に、青森県内全域、少子化率がどんどん進んでおりますので、各地域で地域力を損なうことがないような取り決めもいろいろと県の方でしていただければ助かると思います。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。大事な御意見だと思います。地域の力をどういうふうに取り入れていくのかという課題が、柏谷、横岡委員から共通して、そして違った角度でお話があったと思います。他にも御質問・御意見ございますでしょうか。

事務局の方にまたお伺いして申し訳ないのですが、今お二方からいただいた御意見についても質問票にして県の方にお送りしてもよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい、もちろん、文章にして送ってくださっても結構ですし、本日の議事録として残しておりますので、それに対して考えをお示ししたいと思っております。

(田名場会長)

議事録にも残るということです。もし、何か付け加える点とか、改める点がございましたら、お二方からの御発言に関連して、またそれ以外の御意見等もよろしく願います。質問票提出期限まで1週間ほどではございますが、御意見・御質問等率直なところをいただければと思います。本日議題が多く、進行が押しておりまして、申し訳ありません。

第2章の方に入らせていただきたいと思えます。

事務局の方から第2章の御説明をお願いします。

(事務局)

はい。引き続きまして、私の方から第2章について御説明いたします。第2章は子ども・若者を巡る現状と課題です。

第2次計画に掲載した資料を最新のデータへ更新するとともに、国の第3次大綱を踏まえ修正しております。

資料7と8を御用意いただきたいと思えます。

これからの説明は資料7と8のページを示しながら進めてまいります。資料7の素案は資料9の方に「一覧」とありますが、図表を入れ込んだものとなっており、資料8の新旧対照表のとは若干違って説明する上でのページが合いませんので、御留意くださいますようお願いいたします。

まず資料7、資料8、3ページを御覧ください。

「社会環境と子ども・若者」(1)「子ども・若者を取り巻く社会環境」①「子ども・若者人口の推移」につきましては、令和2年に実施された国勢調査の結果を踏まえ、データと記載内容を修正しております。

②「少子化・核家族化の進行」では、令和3年の人口動態統計の結果を踏まえ、データと記載内容を修正するとともに、子育て教育におけるひとり親家庭の負担感、効率化について記述を加え、併せてヤングケアラーにも触れております。

資料7、5ページ、資料8は4ページです。

③「情報化社会の進展」では令和3年の通信利用動向調査の結果と、令和4年3月の警察署の発表を踏まえ、データ等の記載内容を修正するとともに、コロナ禍によるインターネット活用の功罪と、それらへの対応した取り組みの必要性について記載内容を追加しております。修正した部分は赤及び線で決しております。

続きまして資料7の8ページ。資料8は5ページです。

④「多様性と包摂性のある社会の形成（ダイバーシティ&インクルージョン）」は2次計画で、国際化の進展としていた表題を国の3次大綱を踏まえて修正したものです。新たに国勢調査の結果に基づいた本県の外国人人口に関するデータを加えております。特に、個々の違いを認め、尊重しつつ、協働していくこと、すなわち多様性と包摂性のある社会を目指していくことの重要性と取り組みの必要性について記述を加えております。

資料7、9ページ、資料8は5ページを御覧ください。

「環境・エネルギー問題の深刻化とSDGsの推進」は、2次計画で、「環境・エネルギー問題の深刻化」としていた表題に、国の第3次大綱を踏まえて、SDGs、持続可能な開発目標の推進を追加したものです。

「SDGsの各目標のとの関連をより一層意識しながら、子ども・若者育成支援施策を推進していくこととしております。」という部分を書き加えております。

資料7、9ページ資料8、6ページを御覧ください。

⑥「成年年齢の引き下げ等への円滑な対応」につきましては、国の第3次大綱を踏まえて新たに加えた項目です。

今年、成年年齢が18歳と引き下げられた中で、制度改正による効果と懸念される影響について、広報啓発の必要性について記載しております。

資料7の10ページ、資料8は6ページです。

(2) 「子ども・若者自身の意識等」、①「子ども・若者の自己形成」については、令和2年に県が行った「青少年の意識に関する調査」、令和3年の国の「全国学力学習状況調査」などの結果を踏まえ、データと記載内容を修正しております。

資料7は12ページ、資料8は7ページを御覧ください。

②「子ども・若者の社会参加活動」については、令和元年の独立行政法人国立青少年教育振興機構の「青少年の体験活動等に関する意識調査」のデータなどや、県の「青少年の意識に関する調査」の結果を踏まえ、データと記載内容それに合わせた記載内容を修正しています。

資料7の15ページ、資料8、8ページを御覧ください。

③「子ども・若者の就労状況と意識」では、令和4年の総務省の労働力調査、本県の令和4年3月の新規高等学校卒業生、新規大学卒業予定者の就職内定率及び令和3年10月に公表された厚生労働省の新規学卒就職者の離職状況を踏まえ、データと記載内容を修正しております。

また、さらに県が令和3年に実施した「若者自立支援のための実態把握調査」の結果を利用し、データの記載内容を新たに加えています。

資料7の19ページにある一番上にですね、「第2章子ども・若者を巡る現状と課題」というのは、重複しておりますので削除いたします。

このページ、2「困難を有する子ども・若者」、(1)、若年無業者、いわゆるニートにつきましては、総務省の令和4年の労働力調査、平成29年の就業構造基本調査の調査結果を利用してデータと記載内容を修正しております。

資料7の20ページ、資料8の10ページです。

引きこもりの子ども・若者については、第2次計画で記載した内閣府の調査結果についてこの後の継続的な調査が行われておらず、データがないことから、これに関する記載を削除しております。その代わりと言ってはなんですが、平成28年と令和3年に県

が行った「若者自立支援のための実態把握調査」の調査結果を利用してデータ等記載内容を修正し、そのデータを引きこもりの状況について利用して説明しております。

資料7の22ページ、資料8は11ページとなります。

(3) 障害等のある子ども・若者の方につきましては、県のデータを踏まえ、データと記載内容を修正しています。

資料7、25ページ、資料8は12ページです。

(4) いじめ、不登校、暴力行為、高校中途退学の状況につきましては、文部科学省が令和2年に行った調査の結果を踏まえ、データと記載内容を修正しています。

また、国の第3次大綱と県が令和2年に行った「青少年の意識に関する調査」の結果を踏まえ、インターネットやSNSによる誹謗中傷に関する記述を加えました。

資料7の31ページ、資料8は13ページです。

(5) 少年非行につきましては、県警察本部のデータに基づきデータ等記載内容を修正しています。

資料7の33ページ、資料8は14ページです。

(6) 子どもの貧困については、令和元年の厚生労働省「国民生活基礎調査」と国の第3次大綱を踏まえ、データを更新し、記載内容を修正しています。

資料7は35ページ資料8は14ページとなります。

(7) 子ども・若者の自殺については、人口動態統計と第3次大綱を踏まえ、データを更新し、記載内容を修正しています。

資料7の37ページ、資料8は15ページです。

(8) 居場所については、国の第3次大綱を踏まえ、新たな項目として追加するとともに、内閣府が令和元年に行った「子供・若者の意識に関する調査」の結果のデータを掲載しております。同じページ下の方にどちらも同じページですが、(9) 困難を有する子ども・若者に関する相談窓口については、居場所について(8)として新たに盛り

込んだことにより、第2次計画の（8）から繰り下がり（9）となりました。記載内容の修正はございません。

資料7の38ページ、資料8の15ページとなります。

3「家庭地域と子ども・若者」です（1）「家庭における教育力」については、第2次計画に掲載したデータの最新のものがないことから、関係する記述を削除し、新たに厚生労働省の平成28年度「全国ひとり親世帯等調査」の結果を掲載いたしました。また、青森県総合社会教育センターと、青森県子ども家庭支援センターなどへの相談件数のデータを掲載し、記載内容をそれに合わせた例で修正しております。

資料7の39ページ、資料8は16ページです。

（2）「地域の教育力」につきましては、第2次計画に掲載したデータについて、最新のものがないことから、関係する記述を削除し、県が行った「青少年の意識に関する調査」の結果を掲載し、記載内容は、国の第3次大綱を踏まえて修正しております。

資料7の42ページ、資料8は17ページです。

（3）地域における安全・安心につきましては、児童相談所の子ども虐待相談対応件数と警察本部の子どもへの声掛け事案の件数を最新のものに更新し、記載内容をそれに合わせて修正しました。第2章につきましては以上となります。

（田名場会長）

はい、ありがとうございます。

ただいまの第2章の説明につきまして御質問・御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

（沼田委員）

はい、ココネットあおもりの沼田と申します。よろしくお願ひいたします。青森市内で子育て支援の活動をしております。そこで感じるのが、子ども・若者を育てている親への支援が少ないなということです。本人がいくら支援を受けても、家庭環境やそれに頑張っている親がその内容を理解していなかったり、それから、地域を巻

き込んでよくここで使われますが、地域にどれだけの支援者、それから意識がある人たちが育っているかということの方が問題に感じています。

昔よく支援者を育成するという事業がたくさんあったんですが、今はそういうことに、人にお金を使うことが少なくなって、いろいろな支援のセンターとかは開設されていますが、なかなかそこで働く人、それから、それに関わる地域の人や親の意識が育ってないように感じています。なので、いろいろな施策を行う上で、ぜひそこに関わる人たちの育成をしていただくことが、若者の育成に健全育成に繋がると思うので、そういう人にお金を使う、支援者にお金を使っただかく、育てていただきたいというのが、思います。以上です。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。

今のお話は、次の休憩後の話にも関連するのかなとも思いますが、事務局の方では何かいかがでしょうか。

(事務局)

支援者の育成サポート支援者の支援は、委員のおっしゃるとおり、やはり青少年を健全に育成していくためには、地域の大人の方々の力が当然必要になってきてございます。ですので、第2次計画でも担い手を育成するという項目を設けてございますので、そちらの中でですね、不足等ございましたらさらにまた御意見を伺いながら反映させていければなと考えてございます。よろしく願いいたします。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。

休憩後にまた改めて詳しく事務局からお話もあるということです。もし何かございましたら、沼田委員、また御意見をいただければと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしく願いします。

(成田成美委員)

ただいまの、発達障害者支援センター「ステップ」に勤務しています成田と申します資料の7のですね、23ページの図表23のところで、「発達障害相談延べ件数」というところがあるんですけども、この件数というのがちょっと私、質問なんですけれども、これ子ども、青少年に限った件数か、あるいは成人の相談件数も入っての件数か、ちょっと私もそのところ、「ステップ」、「わかば」、「Doors」って精神まで全て対象にしているのも、もしかしたらそれが含まれていると、ちょっとこの表の数値としては適正ではないかなっていうところを感じました。そのところ、ちょっと確認していただければと思います。

(事務局)

鈴木と申します。こちらのデータの方なんですけれども、県庁内の関係課とのやり取りで、提供いただいたデータだったんですけども、お話の件含めまして、再度、数字の状況について確認させていただいて、必要であれば修正等の対応をしたいと考えております。

(田名場会長)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。他いかがでしょうか。よろしいですか。

(事務局)

すいません。特に資料7の方でいろいろ統計データをグラフにしたりしてみ見せてるんですが、多分皆さんの中でこれではわからないとか、もっと違う形式の方がいいのではないかなというような御意見もあろうかと思っておりますので、その辺り見やすくてわかりやすい計画にしていきたいので、御意見いただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(田名場会長)

ありがとうございます。成田委員の御意見に関連して、事務局の方からもリクエストということで承りました。

なかなか資料も膨大で、一つ一つ丁寧にみていくのは大変かと思います。委員の先生方、申し訳ございませんが、この1週間の期限の質問票の方で、御対応いただければとお願い申し上げます。

時間の方は少し早いのですが、もしよろしければ休憩に入りたいと思います。特に何かございますか。

ないようですので、10分間の休憩を挟みたいと思います。今から10分弱になりますが、午後2時15分に再開ということでしょうか。よろしく申し上げます。それでは、休憩に入ります。

(休憩)

(田名場会長)

それでは時間となりましたので休憩を終わらせていただきたいと思います。

引き続き事務局から「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画（素案）」の説明をお願いします。3章、4章を続けて説明いただき、質疑応答の時間も少し多めにとりたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、私、鈴木の方から第3章と第4章を、説明させていただきます。座って失礼いたします。

使います資料の方ですけれども、まず、資料の8、新旧対照表、それから、順番前後しますが、資料6の施策体系図の比較表この二つを使って御説明したいと思います。

まず資料の8、18ページ御覧ください。

こちらの方ですけれども計画の施策体系がどのように変わったのかというところについて御説明しております。

18ページ、真ん中の列の上から2段目、基本目標を御覧いただきますと、まず基本目標のところSDGsの関係。それから、施策の基本目標の方、順番入れ替わっております、従来の5番目「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成」が3番目。それから従来の3番目、4番目が順次繰り下がりがして、4番目、5番目となっております。

19ページの方を御覧ください。基本目標がございますけれども、まず、基本目標の1行目のところに、「発達障害等の精神障害」とありましたところを、発達障害等を含めて障害全般ということでの書き直しをしております。

それから、基本目標Ⅳ「子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」につきましては、育成支援が子ども・若者対象であることを明示する。そして重点目標11から13について順次一つ繰り下がる、といったような内容の修正となっております。

20ページを御覧いただきまして、重点目標の繰り下がり、それから基本目標のⅤがⅢに繰り上がったといったような修正となっております。

そして、3の施策体系のところからですね、A3の縦版である資料6を御覧いただきたいんですけども、こちらの左側の列が第2次計画、右側の列が第3次計画となっております。

重点目標の2、施策の方向の3に、従来ですと、④としまして、「若者の使い捨てが疑われる企業等への対策の推進」とありましたけれども、若者の使い捨て対策につきましては、国レベルでの施策として実施されておりますので、第3次からは削除することにしております。

基本目標Ⅱの重点目標5のところに施策の方向1がございますけれども、④番の「障害者に対する文化芸術活動」に加えまして、「生涯学習の支援」という項目も入れております。

1枚めくっていただきまして、重点目標9になります。

この施策の方向1、②番につきましては、従来からのSOSの出し方に加えまして友人などがそういったSOSを出した場合の受け止め方というところも追加しております。

重点目標10につきましては、場所の周知、居場所の支援をしてくれる支援機関の周知等と関係しまして、支援機関の周知、支援機関等に関する情報提供の充実という項目を入れております。

それから重点目標の12、施策の方向ですけれども、従来、「放課後の居場所づくりの推進」ということで限定されていたものを「放課後」を取り払いまして居場所づくり全般という方向性にしております。施策の体系については以上となります。

続きまして資料8の25ページを御覧ください。

こちらからが、具体的に基本目標、重点目標がどういうふうに変ったのかというところの資料になります。

基本目標Ⅰの重点目標につきましては概ね変更ございませんけれども、26ページを御覧いただきまして、第3次大綱を踏まえまして、情報通信技術の活用について、「注」として用語の定義といったところを明記しております。

続きまして29ページ御覧ください。

こちらの方にも情報モラル教育というところにつきまして、国の第3次大綱の定義を踏まえた新たな定義付け、「注」というところを入れております。

そして、その下にあります、社会参加の推進の②、多様な活動機会の充実につきましても、大綱の記載を踏まえて、豊かな人間性、社会性、自己肯定感といったような、これらを育むための、というところの記述を追加しております。

続きまして35ページを御覧いただきますと、「障害者に対する文化芸術活動」というところに、先ほども施策の体系図で御説明しました「生涯学習」というところの項目を追加させていただいております。

続いて37ページの重点目標8のところですがけれども、施策の方向1の①「教育の支援の推進」というところですがけれども、こちらの方、用語の整理をしまして、従来の「生活貧困世帯等」について、「生活困窮世帯」ということで、国の大綱を踏まえた修正になっております。

38ページは、重点目標9のSOSの出し方に関連しまして、受け止め方というところを追加しております。加えまして、39ページ御覧いただきますと、※「注」の方にも受け止め方を追加しております。

40ページを御覧いただきまして、重点目標10になりますけれども、支援機関の周知と支援対応能力の向上ということで、当課で実施しております「子ども・若者総合案内」の追加、これが①になります。②の方では居場所づくりや就学・就労に関する支援を行っている機関の情報提供の充実を図るというところを加えさせていただきました。

41ページは、基本目標ⅢからⅣへの入れ替え、重点目標11から12への入れ替えということになります。

そして、42ページを御覧いただきまして、「また、全ての子ども・若者が」というところで、こちらの方も居場所ということで、サードプレイスづくりを推進するという記述を追加しております。

それから、43ページを御覧いただきまして、※9のワーク・ライフ・バランスですが、従来ワーク・ライフ・バランスの定義付けを変えまして、大綱の記述を活用した記載というところで修正させていただいております。

44ページ、「インターネット等をめぐる問題対策の推進」のところでは、SNS等インターネットの適切な利用という記載、それから、フィルタリングに加えまして、家庭でのルールづくりというところを明記しております。

そして、同じ44ページの下の方、施策の方向2の①でございますけれども、従来は、虐待を受けた子どものケアというところで、里親家庭ですとかファミリーホームといったような記述をするまでには至っておりませんでした。3次大綱の記載等の確認を経まして、こちらの里親家庭やファミリーホームの記述を追加したいというふうに考えております。

45ページにつきましては、いわゆるJKビジネスというような要望につきましては、3次大綱の方から落ちておりますので、計画素案の方からも削除ということで案を検討しております。

46ページ、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者育成」、これは従来5番目になっておりましたが、基本目標Ⅲに繰り上がるということになっております。

第3章、第4章の説明につきましては以上となります。

(田名場会長)

ありがとうございました。

具体的な施策について、説明いただきました。

私の理解では第3次の計画は第2次の計画を踏襲しながらも、適正な記述についての修正、それがまず第1点。

それから、あともう1点は、必要な部分の追加と理解しました。そういう意味で、2次計画から大きく削除したということはなく、基本的に追加の方向の対応で、3次計画を作っているという理解です。

事務局、そういう理解でよろしいでしょうか。

よろしいということでした。

3章、4章に関しまして、御質問・御意見ございましたら、お願いいたします。

(柏谷委員)

柏谷と申します。

46ページのところの基本目標が繰り上げになった項目で「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成」とあります。これは誰が実行する目標でしょうかという質問でございます。

(田名場会長)

実行主体について教えて欲しいということです。事務局いかがですか。

(事務局)

はい。こちらの創造的な未来を切り拓く子ども・若者育成ということですが、これにつきましては他の目標とも共通するという部分もありますけれども、県としてこういう計画を立てるということによりまして、もちろん庁内各課でそれぞれ所管する事業を進めるというのもあるんですが、加えまして計画というのは、県民皆さんに対してお示しするものということでもありますので、県内の関係機関、各団体含めまして、こちらの方向でやっていきたいと思いますところでの素案となっております。

(柏谷委員)

ありがとうございます。そうしますと先ほど来より地域力向上みたいな地域力の話題がかなり出ておりました。私、実は、市民団体を立ち上げて、自分の飛び地になった地域を何とかしなきゃいけないということで10年以上活動してまいりました。

やはり地域のこの祭りとかでないと、コミュニケーションってどんどんも薄れていって、さらに先ほど申し上げましたように、教育現場が統廃合、統廃合となるたんびにですね、地域がまとめられていくと、その土地に伝わってきた伝統文化、それが全部消えていくんですよ。

そこで、また、集約されていって、集約されていくと、どんどん地域の人方は置いてきぼりです。学校に、何か一緒にしたいなと思っても、やはりその地域がいくつもが一つになったために入りづらい。そこで、どんどん溝というか、やはり学校に入り込めない現状もあります。

しかも社会教育すらも、市町村合併の際には、もう行政では手放して皆さんでどうぞみたいにもされてますので、今回もですね、市町村で補助金を出して行政が事務局を担ってやっているところもあれば、様々です。

五所川原市と合併した市浦はですね、手放されて、しかも今は予算もゼロという状況での活動をしております。コロナ下になりましたので、子供会活動が今ほとんどできない状況で、保護者の方々は、今、皆、共稼ぎもしているので、いろんな煩わしさから逃れるようという勢いでこのコロナに合わせて皆さん脱退、解体した現状にあります。子供会の方の理事会などでも話し合われるのが、これは県として教育委員会としては、どのようにそれを認識を持って、子供会の活動とかを認識しているんだろうという話題もあります、アクションも起こさずそのままになっている現状です。

で、何を言いたいのかと言いますと、創造的な未来を切り拓く子どもの育成はもう10年以上前から危機感を持ちやっていますが、今年の春に地元のといいますか、地元でもないんですけど、隣の学区の高校が閉校になりました。そうすると、それで何とか盛り上がってきたものがまたマイナスからのスタートでなっております。そういう現状があります。

なので、その現状をわからずして物事がどんどん決まっていますが、地域力も、この育成もですね、非常に困難をきたしております。

先ほど申し上げたように、ここと、教育の縦割りにするからちょっと多分駄目なんだと思うんですね。

これ私、先ほどSOSの受け方出し方とかもいて、自殺防止対策もやっています。いろんな垣根をこういった様々なものをやはり情報を収集することで、いろんなものとくっつけたり繋げたりすることで何か突破口を見つけたいと思っていますが、なかなか地域力も、この育成にも生かせていないのが現状です。

なので、地域、ちょっと今の時代無理があって、その地域で活動しているメンバーも、名前が、所属名が違うだけでメンバーが同じです。いつもそう思います。そして、さらにそういう何か団体を作りなさいってなったら、そこには会費も発生してきます。メンバー同じで名前が違うだけで、何か何かから、いろいろ来るんですよ。

それでも、地域を何とかしたいと思って活動はしますが、ちょっとそういう現状があるということをやっと踏まえて、はい、もう少し何かいい方向性をひねり出せないかなと思います。

(田名場会長)

ありがとうございます。大変難しい課題をお示しいただいたのだと理解しながら聞いておりました。各地域によってはその地域独自の取り組みでしか成し得ないようなことがある一方で、県としましては一斉にやってほしいこともあるのかもしれないとも思っていました。一方でどこまで県がイニシアチブをとっていくのかとか、そういったことも関係する話かとも思っておりました。

なかなか難しい課題かと思いますが、まずこれは議事録に記していただくということ、そしてこういった貴重な御提案に関しては何とか知恵を絞って対応策を考えていかなければならないなと思います。これも今すぐこの会場で解決策がというのは困難かと思いますが、1週間の期限がございますが、質問票の方に、アイデア等お寄せいただけましたらとお願い申し上げます。

県としまして、委員の先生方の御意見を待つというばかりでなく、県としての指針等を同時に示していただければと思います。

その地域、地域に合う取り組みを模索するのか、それとも各地域を包括する統一的取り組みが提案できるのか。よくわかりませんが、でも、みんなで力を出し合って、この大事な課題に向き合う必要があると思います。その際に、人の繋がりが人を育てるのだらうと思いますので、どう繋げていくのか、その方策も真剣に考えなければならないと思います。ありがとうございます。

柏委員今のようなことでよろしいでしょうか。

(柏谷委員)

はい。

(田名場会長)

他に御質問御意見ございますでしょうか。

お願いします。

(笹木委員)

笹木と申します。

今質問あったところと同じところなんですけども、資料8の46ページになりますかね。この46ページの施策の方向の2番目に「専門性の高い人財の養成・確保」とありますが、ここにいきなり「確保」という言葉が出てくるんですけれども。ここに「確保」という言葉を入れるのであればですね。前のページの45ページの基本目標Ⅳの「子ども・を持つ若者の成長を支える担い手の養成」の次に「・確保」というふうに入れた方がよろしいのではないのかなと思います。中項目にないのが小項目に出てくるってのはちょっとおかしいような感じがします。

この素案のところ、第3次の素案の72ページのところ。71ページからそうなんです、71ページ、「人財の育成」の「①育成関係者の人財の育成」、それから施策の2、「専門性の高い人財の育成」でそこには「確保」とあるんですが、その①②を見ますと、これは、どちらかという、やはり両方「育成」に限った話だと思うんですよ。研修会に出すとかいろいろ国が実施する研修に派遣するとか、研修会参加とか、これはあくまでも「育成」であって「確保」にはならないんじゃないのかなと思うわけなんです。ですから、先ほど来、言っています、この養成コース、「確保」と入れるのであれば「確保」についても何か明記した方がよろしいかなと、このように思いますので御検討いただければありがたいと思います。以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

文言の適切な使用ということに関連する御意見と思いますが、「確保」と「養成」というふうなところ、どういうふうに県では使い分けていらっしゃるのでしょうか。簡単に説明いただければありがたいです。いかがでしょうか。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。

こちらの「確保」という使い方ですけれども、あくまで養成した人財、そういう人財を養成することによって活躍していただけるように確保するという趣旨での「確保」という使い方ではあったんですけれども、確におっしゃる通り、中項目にないものが小項目にあるというところは、若干疑問が残るところでもありますので、「養成・確保」の使い方について、「確保」を取った方がいいのではないかという御意見踏まえまして、検討させていただければというふうに思います。

(田名場会長)

それでは、より適切な文言にさせていただくということで、事務局に委ねたいと思います。笹木委員、よろしいでしょうか。

(笹木委員)

はい。

(田名場会長)

はい、ありがとうございました。他、御意見・御質問ございますでしょうか。

はい、お願いします。

(船木委員)

船木です。何点かお話をさせていただきます。

まず、里親の件ですが里親についての研修等の担当はこどもみらい課というふうに思います。私自身は社会福祉審議会の会長をさせていただいているので、最終的に里親研修の承認をさせていただいているんですが、里親希望者が非常に増えているという状況の中で、やはりこの状況を適切に、この計画の中に反映していただければというのが一つです。いろいろな希望の動機というのは様々あるかと思うんですが、それらを担当課等含めてお話しいただければありがたいというのが一つです。

それからSNSの関係で有害情報の遮断等の含めたお話はあるんですが、いわゆるゲーム依存の関係のやはり対策というのは非常に急務かというふうに思います。今年1月に精神疾患との位置づけをしております。ギャンブル依存と同じようにしておりますが、特にゲーム依存に関しては、子ども・若者に関して非常にストレートな課題だというふうに思いますので、これらの課題を少しこの明確にさせていただければというふうに思います。

それから心の健康の問題で自殺予防対策の課題です。やはり青森県はワースト1という、自殺率の高まりをしているという状況は、明確にやはり表示すべきということと同時に、それらに対する捉え方を含めたものが必要かと思えます。当然、障害福祉課を中心に、全庁挙げて自殺予防対策というのは課題というふうには打ち出しておりますけれども、今回のこの計画にも、やはりそれらの関連性を含めて進めていく必要があるだろうというふうに思います。

今、障害福祉課を中心に、相談窓口ネットワークの、相談に関しての推進ということで、CM等含めて、盛んに実施をしているかというふうに思いますし、それらを含めた関係性もお願いをしたいというふうに思います。

また、先ほどの人財育成のお話があるように、今まで青森県はゲートキーパー養成の研修で、保健師を中心にした形で市町村を含めた活動が非常に評価をされてきました。しかし、それらが、一旦、少し力が弱くなりますと、やはり、それらが極端に影響してきているというのが一つと同時に、やはり、人財を確保していくということを含めたものの、捉え方が非常にこの自殺予防に関して、もしくは心の健康というものを含めたものは非常に重要かというふうに思います。

ちなみにここ十数年、県からの委託事業として調査研究をさせていただいていますが、青森県の場合は、青森市や弘前市、八戸市というのが自殺率は他の町村よりも低いという状況があります。町や村が自殺率が高いという特徴的な部分があって、これはいわゆる世界的な兆候や、それから社会学的な視点からいっても逆転している結果です。これらの状況を、今後とも調査しながら原因を今、追及をしているところですが、これらを含めた、先ほど言ったような、市町村のあり方を含めた総合的な検討が必要なんだろうというふうに思っているところです。

それからこの心の健康に関してはやはり担当課で今、対話集会ということを経年続けておりますし、それらのことの中で心を育むそして自己肯定感を高めるという活動はやはり非常に重要な視点だというふうに思います。

私、それから、平間委員を含めて、この対話集会を多くの方々にやっておりますけれども、これらができるならば、もっと広めていければ。ただ、教育現場からすれば教育の時間に、またこういうふうな集会をすると非常に大変だということもお聞きをしておりますけれども、この位置づけの重要性をやはり理解をして進めていただければというふうに思います。

もう一つ引きこもりの問題です。実は昨年障害福祉課で、8月中旬から10月くらいまでひきこもりの実態調査方法を実施をしております。私は検討委員をさせていただきましたが、調査の仕方として非常に困難さがあるといえますか。ひきこもりの本人に直接調査ができるかどうかということですが、数的には非常に少ないんですが、結果として困っていることの部分で出てきたのは経済的な問題、それから仕事の問題、それから親の高齢化、これに関しては保護者といえますか、親自体の困ってる項目としても同じ同一になっています。

問題の課題としては支援の難しさということがありますが、これは本人や家族にということですので、今後の適切な支援をどう行っていくのかというのは、一つの課題。そういう面では、やはりきちんと関係者のネットワークを含めていくということと、支援者を支援していく力を強めていかないと支援者自身が減っていく、もしくは力が持てないということが言われているところですので、このひきこもりの大項目とありますけれども、もしよければ具体的な施策ということやはり検討いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

(田名場会長)

専門的なお立場からいくつか御意見をいただきました。

事務局からいかがですか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。ただいただいた意見につきましては、事務局で検討して、それとあと、関係課と打ち合わせをして、それで、文言ですね、少しでも前に進める形で記載したいなど。ただ、どこまで記載できるかはまだわかりませんが、

自殺の関係でも、別途、対策や、計画がございますので、そちらとも整合性をとりながら、また引きこもりとか、そういう調査結果とか各課で検討されている事業とかで載せるもの、特にそういった施策の方向性を少しでも見えるような形に反映できないか検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございます。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。

船木委員、よろしいでしょうか。これからまた船木委員にも御苦勞をおかけすることになるかと思いますが、事務局も御苦勞かとも思いますが、大事な点だと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いします。他の委員の先生方にも、里親、SNS、自殺、ひきこもり等船木委員から指摘いただきました課題に関しまして、この機会に御意見等を頂戴いただけましたらと、お願い申し上げます。子どもたちの支援の充実というところまで繋げていけるようにしたいと思います。

時間の方が、そろそろよろしくなってきました。もし何かございましたら、あと一つですが、取り扱えるかと思えます。いかがでしょうか。

もし、よろしければ、最後の第5章のところに進めさせていただきます。それでは、第5章の方を事務局、お願いします。

(事務局)

それでは、資料の8番、48ページの方を御覧いただきまして、第5章「計画の推進に向けて」の方を御説明したいと思います。

まず、48ページ、第5章1の(2)のところがございます、意見等の反映ということで、こちらの方、文章前段に「意見を踏まえながら」、後段の方に「提言や意見等」というふうになっておりましたので、後段と整合性を取るということで、「提言・意見」ということで書き方を統一しております。

それから、49ページ御覧いただきまして、(4) 民間団体等の連携・協働ということで、従来、「NPO・ボランティア」となっておりましたのを、用語について整理しまして、「NPO」の方は「NPO法人」、そして、それ以外の法人格のないボランティア団体ということで仕分けしまして、書き方の方を追加することによって修正しております。第5章については以上になります。

(田名場会長)

ありがとうございます。

第5章につきましては、具体的な計画の推進に向けての内容になりますが、御質問・御意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。文言は適切に修正いただいていると考えますが、それ以外に内容に関してなどございますでしょうか。文言でも結構ですが。

では、第5章につきましても先の章と同じように、この1週間の期間ではございますが、何かございましたら、御意見・御質問をお知らせいただければと願ひ申し上げます。その方法としましては、メールでもよろしいでしょうか。それとも、定型の様式で提出するとか、何かあるでしょうか。

(事務局)

事務局としますと、別紙様式を最後の方につけさせていただいてましたけれども、基本的にはこちらでいただければ、こちらとしても事務手続上スムーズかと思ひますけれども、必要に応じてメールでいただくというところでも、御質問・御意見等については受け付けたいと思ひしておりますので、ちょっと期間短くて恐縮なんですけれども、よろしくお願ひします。

(田名場会長)

はい。ありがとうございました。

それでは最後に、全体を通しまして、御質問・御意見、何かございますでしょうか。

(田名場会長)

気になることがあるとかそういったことがもしございましたら、1件だけ取り上げる時間はあろうかと思えますけれども、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは委員の先生方には1週間の期限内で、課題が出てしまったような形で申し訳ありませんが、どうかよろしく願います。

以上で、本日の議事は終了させていただきます。委員の皆様には、本日も、議事進行等に御協力いただき大変ありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

田名場会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。

次期3次計画素案について、委員の皆様から本日いただいた御意見、そして今後いただく、後日提出していただく予定の質問票等による御意見を踏まえまして、再調整、それから関係課とも協議しまして整理した上で、計画案の方を作成し、皆様の方に御送付して意見を整理させていただきたいと思えます。

そして、原案という形になりましたら、パブリックコメントという流れで進めさせていただきます、最終的には2月に開催予定の審議会で、皆様の御意見を踏まえて修正したもので、諮問させていただきまして、御答申いただきたいというふうに考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、令和4年度第2回青森県青少年健全育成審議会を閉会いたします。

引き続き、この会場でいじめ調査部会を開催いたします。部会員の方におかれましては3時5分まで、今は2時57分ですけれども、3時5分までにこの会場にお戻りくださいますようお願いいたします。

なお、3時20分より2階ガーネットの間において、図書类等部会を開催いたしますので、図書类等部会の委員の皆様は、お集まりくださるようお願いいたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。